

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(総務文教分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款 項 目			予算書 ページ			担当課	資料 ページ		
1	継続		情報システム標準化・共通化事業	477,945	2	1	4	70	～	73	デジタル推進課	1	～	9
2	継続	デジタル スマイル 大学	山口東京理科大学との協創・データ活用 によるスマートシティ推進事業	52,912	2	1	9	76	～	79	デジタル推進課	10	～	17
3	継続	① スマイル	地域運営組織推進事業	28,637	2	1	22	92	～	95	市民活動推進課	18	～	22
4	継続	①	集落支援員設置事業	39,008	2	1	22	92	～	95	市民活動推進課	23	～	26
5	新規	スマイル	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推 進事業	6,553	2	1	28	102	～	105	文化スポーツ推進課	27	～	42
6	継続	③	きらら交流館再整備事業	628,300	2	1	31	106	～	109	シティセールス課	43	～	47
7	新規	②	学校施設長寿命化改修事業	51,735	10	2 ・ 3	3	264 ・ 265	～	265 ・ 296	教育総務課	48	～	51

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款 項 目			予算書 ページ			担当課	資料 ページ		
8	新規		こども計画推進事業	4,090	3	2	1	156	～	159	子育て支援課	52	～	57
9	継続	②	子ども医療費助成事業	131,600	3	2	2	158	～	163	子育て支援課	58	～	60
10	継続	②	小野田地区公立保育所整備事業	482,097	3	2	4	162	～	167	子育て支援課	61	～	70
11	新規	② スマイル	こども家庭センター事業	745	3 ・ 4	2 ・ 1	5 ・ 1	166 ・ 176	～	167 ・ 183	子育て支援課	71	～	73
12	新規	②	妊婦のための支援給付金事業	30,126	3	2	10	172	～	173	子育て支援課	74	～	77
13	新規		自立支援給付事業（就労選択支援）	6,123	3	1	2	140	～	145	障害福祉課	78	～	81
14	新規		加齢性難聴者補聴器購入助成事業	2,760	3	1	3	146	～	149	高齢福祉課	82	～	85
15	継続		のぞみ園更新事業	274,581	3	1	9	154	～	157	障害福祉課	86	～	92
16	新規		定期予防接種事業（带状疱疹ワクチン）	25,088	4	1	2	182	～	183	健康増進課	93	～	95
17	継続		飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業	2,200	4	1	3	182	～	185	環境課	96	～	100

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会（産業建設分科会）資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ			担当課	資料 ページ		
18	継続		浄化槽整備推進事業	71,633	4	1	3	182	～	185	下水道課	101	～	104
19	継続		農地利用最適化推進事業	5,564	6	1	1	200	～	203	農業委員会事務局	105	～	110
20	継続		担い手支援事業	4,000	6	1	3	204	～	205	農林水産課	111	～	116
21	継続		新規就農・就業者定着支援事業	2,350	6	1	3	204	～	205	農林水産課	117	～	121
22	継続	③	新規就農者支援事業	5,088	6	1	3	204	～	205	農林水産課	122	～	125
23	継続		多面的機能推進事業	54,983	6	1	4	206	～	209	農林水産課	126	～	129
24	継続		小規模土地改良助成事業	8,500	6	1	4	206	～	209	農林水産課	130	～	133
25	継続	①	防災重点ため池等廃止事業	31,800	6	1	5	208	～	209	農林水産課	134	～	137
26	継続		有害鳥獣捕獲奨励事業	2,312	6	2	2	210	～	213	農林水産課	138	～	141
27	継続		地方バス路線維持対策事業	137,038	7	1	1	216	～	221	商工労働課	142	～	144
28	継続		地方バス路線維持対策事業（臨時）	11,509	7	1	1	216	～	221	商工労働課	145	～	148
29	継続		厚狭北部デマンド型交通運営事業	8,200	7	1	1	216	～	221	商工労働課	149	～	154
30	継続	デジタル 化	高泊地区デマンド型交通運営事業	6,288	7	1	1	216	～	221	商工労働課	155	～	159
31	継続		小規模土木事業	22,000	8	2	1	228	～	231	土木課	160	～	163
32	新規		市道共和台1号線道路整備事業	9,300	8	2	3	230	～	233	土木課	164	～	167
33	継続	②	通学路安全対策事業	98,000	8	2	4	232	～	235	土木課	168	～	170
34	継続		自然災害防止事業負担金（海岸）	16,000	8	3	1	234	～	235	土木課	171	～	174
35	継続	①	河川整備事業	24,000	8	3	1	234	～	235	土木課	175	～	178
36	継続		住宅リフォーム資金助成制度	12,000	8	6	1	244	～	249	建築住宅課	179	～	188
37	継続		市営住宅改修事業	152,766	8	6	1	244	～	249	建築住宅課	189	～	196
38	継続		市営住宅建替整備事業	337,200	8	6	2	248	～	249	建築住宅課	197	～	207

1	実施計画番号	2999916	事務事業番号	299991602	課(局・室・所)・係・担当者	デジタル推進課	情報管理係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-------

事務事業調書

29999デジタル推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	9	施策体系外	99	施策体系外	99	施策体系外		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	16	住民情報系システム管理・運営事業	2	情報システム標準化・共通化事業				

事業概要	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度末までに国が提供するガバメントクラウドに設置される標準準拠システムへ移行しなければならない。 令和7年度は、標準準拠システムへ移行しガバメントクラウドでの運用を開始する。	対象	住民情報系システム
		手段	システム更新
		意図	安定稼動

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	標準仕様書の確認	活動	標準仕様との比較分析	標準仕様との比較分析			
			標準仕様との比較分析・文字同定作業	標準仕様との比較分析作業開始			
			100.00%				
2	標準準拠システムへ移行	活動		移行準備	移行・運用開始		
				移行準備作業開始			
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	行政サービスにおける事務処理の効率化、安定化を図るための事業である。	5	33
	自治体関与の妥当性	住民基本台帳法、地方税法などの主務省令で定める事務処理を効率的、安定的に行うためのシステムである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市の業務に係るシステムを更新する事業であり、受益者は全市民である。	5	
有効性	事業の優先度	いわゆる標準化法に基づく事業で、令和7年度末までに移行する必要がある。	3	
	行政評価との整合性	行っていない。	3	
	手法の有効性	総務省の施策である「電子自治体の推進」に沿う事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	住民情報系システムの更新であるので市が実施する必要がある。	3	
	受益者負担の適正化	住民情報系システムの更新であるので受益者である市民に負担を求めるべきではない。	3	
	コスト効率	国の補助金を活用する。	5	

事業期間	R3		年度	～	R7	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般		交付税	無		
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費			目	4	情報管理費		事業区分	政策的
	大事業	1	住民情報系システム管理・運営事業費				中事業	1	住民情報系システム管理・運営事業費							

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			標準仕様との比較分析 (Fit&Gap) 及び文字同定		標準仕様との比較分析 (Fit&Gap) 及び文字同定 移行準備作業		移行作業及び運用開始		運用		運用			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費		電算委託料	5,555千円	電算委託料	96,096千円	電算委託料	408,375千円	電算委託料	16,104千円	電算委託料	16,104千円		
					ネットワーク改修 委託料	2,365千円	ガバメントクラウド 利用料	69,169千円	ガバメントクラウド 利用料	69,169千円	ガバメントクラウド 利用料	69,169千円		
					回線使用料	854千円	機械器具借上料	401千円	システム利用料	59,034千円	システム利用料	59,034千円		
									電算ソフトウェア 保守委託料	30,888千円	電算ソフトウェア 保守委託料	30,888千円		
									通信運搬費	9,108千円	通信運搬費	9,108千円		
									電算機保守委託 料	20,685千円	電算機保守委託 料	20,685千円		
									機械器具借上料	1,604千円	機械器具借上料	1,604千円		
	合計			5,555千円		99,315千円		477,945千円		206,592千円		206,592千円		
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		デジタル基盤改革支援 補助金	5,555千円	デジタル基盤改革支援 補助金	80,444千円	デジタル基盤改革支援 補助金	477,544千円						
	一般財源					18,871千円		401千円		206,592千円		206,592千円		
	合計			5,555千円		99,315千円		477,945千円		206,592千円		206,592千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業) (上限748,991千円)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) デジタル推進課 情報管理係 事務事業番号 299991602

大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
施策体系	9	施策体系外	99	施策体系外	99	施策体系外		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
	16	住民情報系システム管理・運営事業	2	情報システム標準化・共通化事業				政策的
事業概要	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度までに国が推し進める標準準拠システムが設置されるガバメントクラウドに移行することとなる。 令和5年度では、移行前準備として、標準仕様書と現行システム(やまぐち自治体クラウド)との機能の比較分析(Fit&Gap)及び文字情報の標準化のため文字情報基盤(IPAmj明朝)への文字同定作業を実施する。				対象	住民情報系システム		
					手段	システム更新		
					意図	安定稼働		

事業期間	R3 年度	～	R7 年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					電算委託料	5,555千円	電算委託料	96,096千円
							ネットワーク改修委託料	2,365千円
							回線使用料	854千円
合計						5,555千円		99,315千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他				デジタル基盤改革支援補助金	5,555千円	デジタル基盤改革支援補助金	80,444千円
	一般財源							18,871千円
合計						5,555千円		99,315千円
人工数 人件費			0.25人	1,433千円	0.45人	2,621千円		
総経費				1,433千円		8,176千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	標準仕様書の確認			現行システム概要調査	標準仕様との比較分析	標準仕様との比較分析
				現行システム概要調査	標準仕様との比較分析・文字同定作業	
				100.00%	100.00%	
2						
3						

成果	標準仕様との比較分析と文字同定作業の予定範囲を実施した。					
R7年度に向けた課題及び改善策	令和7年度中にガバメントクラウド上での標準準拠システム稼働を目指し、現行システムの移行作業を進めていく。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

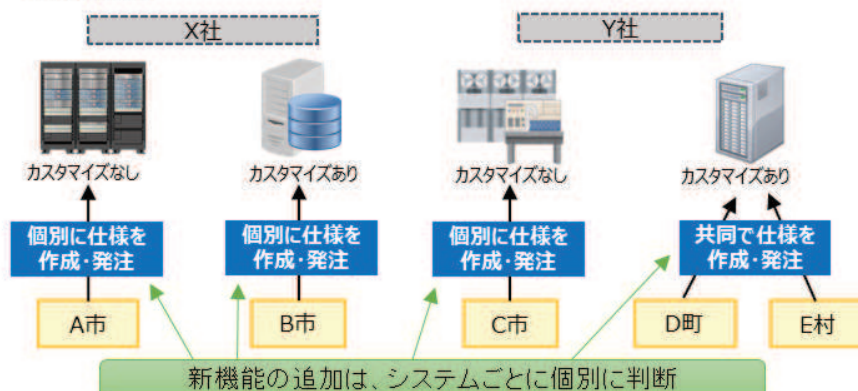
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

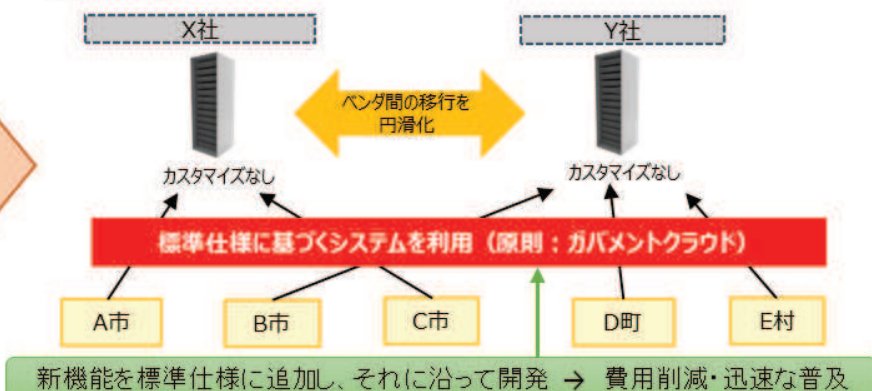
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

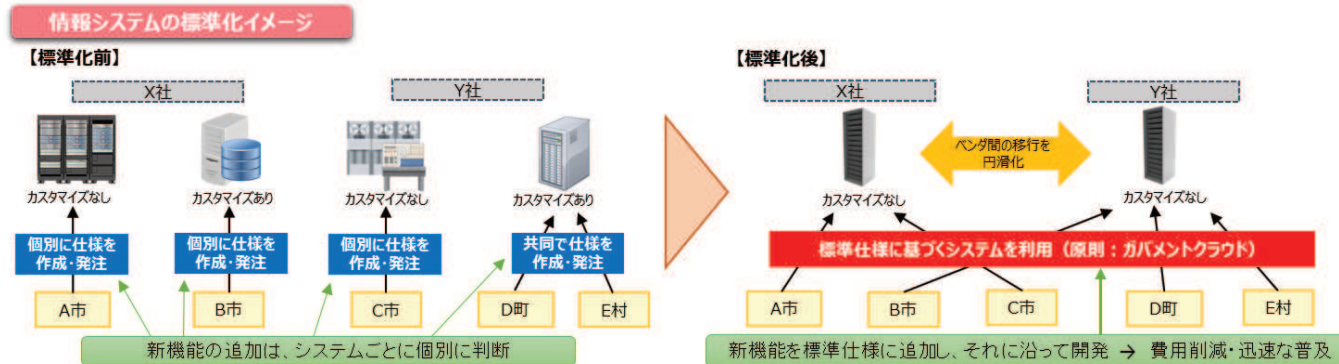
⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

標準化・共通化の取組概要

- 自治体情報システムについて、原則、令和7年度（2025年度）末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。
→（令和3年5月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定）
 - ・維持管理や制度改正対応等に係る**人的・財政的負担の軽減**。
 - ・地域の実情に即した**住民サービスの向上**、新たな行政サービスの**迅速な全国展開等の実現**。



移行経費への財政支援の経緯

- 令和4年1月に20業務（※）を標準化対象事務と位置づけ。
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）
- 令和4年度末までに、各業務の標準仕様書が作成されるなど、事業者の標準準拠システムの開発環境を整備。
- 一方で、全国の自治体からは、**財政支援の拡充や基金の設置年限（令和7年度末まで）の延長について要望等**があったところ。

令和6年度補正予算計上額 194億円（補正後：7,182億円）

これまでの予算額：6,988億円（うちR2第3次補正予算：1,509億円、R3第1次補正予算：317億円、R5補正予算：5,163億円）

※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

- 全国の自治体への移行経費の調査結果に基づき、物価上昇等を踏まえ、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行することができるよう、**令和6年度補正予算に計上**。今後、上限額等の改定を検討するとともに、基金の設置年限の延長を検討。

基幹業務システムの統一・標準化により期待される効果

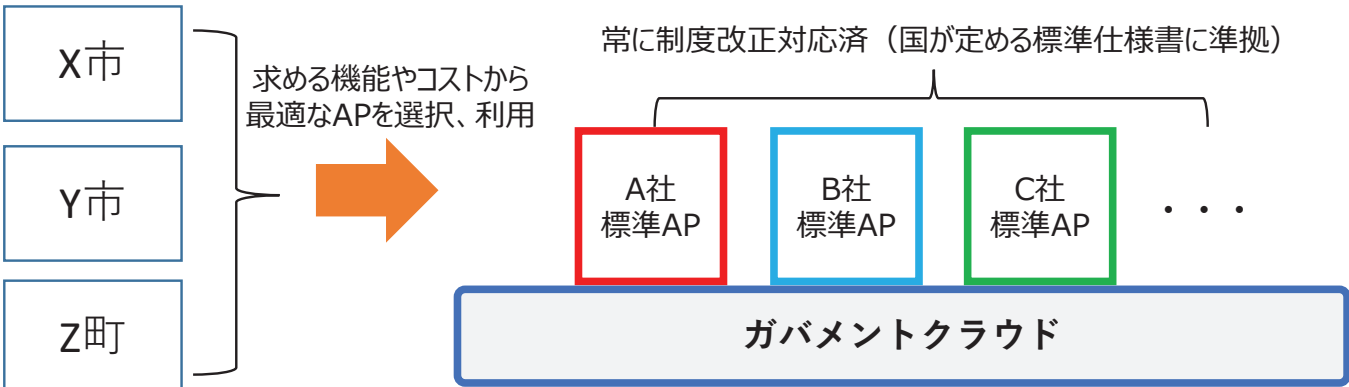
国民

- 全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化。マイナンバーカードも活用しながら、**24時間365日スムーズに行政サービスへのアクセスが可能に！**



自治体

- **制度改正のたびに自ら行っていたシステム改修等は不要、標準準拠アプリを選択することでスムーズに対応可能に！**
- アプリの**共同利用等により、運用経費を削減！**全国共通で使うシステム（申請管理等）もガバメントクラウドで提供し、更に**コストを抑えつつ、簡便に様々な行政サービスを展開可能に！**



国

- データが標準化され、同じ形式で扱えることから、**国・地方の様々なデータを活用した新たな施策やアプリのよりスピーディーな展開が可能に！**

これまでの主な経緯

- 平成30年度 県内7市町（本市・宇部市・防府市・長門市・美祢市・周防大島町・和木町）で構成する、やまぐち自治体クラウド協議会（以下、「協議会」）において「やまぐち自治体クラウド基幹系業務システムの共同利用に関する協定」を締結、共同調達を実施
- 令和元年度 共同調達による基幹系業務システムへの移行・稼働開始
- 令和3年度 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の制定を受け、協議会で標準化対応検討開始
- 令和4年度 協議会にて「自治体情報システムの標準化・共通化に係る情報提供依頼」（R F I）を実施
R F Iの結果を受け協議会で移行方針を決定
- 令和5・6年度 現行システムと標準仕様書の比較分析を実施、分析結果を受けて差分の運用等を検討

令和7年度スケジュール



令和 7 年度事業に係る費用

予算費目	内容	算出根拠	予算額（千円）	補助対象金額（千円）
電算委託料	調査準備経費 文字の標準化・データ移行経費 環境構築経費 テスト・研修経費 関連システム連携経費 既存システム整理経費	10,400,000円×一式×1.1 44,135,000円×一式×1.1 90,772,100円×一式×1.1 49,558,400円×一式×1.1 67,730,000円×一式×1.1 2,263,620円×48か月×1.1	408,375	408,375
システム利用料	ガバメントクラウド利用経費	5,240,058円×12か月×1.1	69,169	69,169
機械器具借上料	追加端末更新（9台）	13,500円×1.1×9台3か月	401	対象外
合計			477,945	477,544

令和 8 年度以降の費用（運用経費）

	予算費目	月額（円）	令和 8 年度（千円）	令和 9 年度（千円）	令和10年度（千円）	令和11年度（千円）
①	電算委託料	1,342,000	16,104	16,104	16,104	16,104
②	ガバメントクラウド利用料	5,764,064	69,169	69,169	69,169	69,169
③	システム利用料	4,919,420	59,034	59,034	59,034	59,034
④	電算ソフトウェア保守委託料	2,574,000	30,888	30,888	30,888	30,888
⑤	通信運搬費	759,000	9,108	9,108	9,108	9,108
⑥	電算機保守委託料	1,723,700	20,685	20,685	20,685	20,685
⑦	機械器具借上料	133,650	1,604	1,604	1,604	1,203
			206,565	206,565	206,565	206,191
債務負担行為 <u>543,276千円</u> （上記②⑦を除いたものが対象）			135,819	135,819	135,819	135,819

2	実施計画番号	2320505	事務事業番号	232050508	課(局・室・所)・係・担当者	デジタル推進課	デジタル政策係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	---------

23205デジタル推進課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	32	効率的で効果的な行政運営	5	デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	5	スマートシティ推進事業	8	山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		デジタル化 理科大	知守 運動	食事 交流

事業概要	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用にも広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	対象	市民・山口東京理科大学
		手段	データの収集・分析・市民向けサービスの充実、大学とのデータ連携・分析、データ連携基盤の段階的構築
		意図	健康寿命の延伸・データを活用した市民生活の質向上

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	理科大と連携したデータ分析	活動	検討	一部実施	本格実施		
			検討	協議中			
			100.00%	20.00%			
2	スマートウォッチ等のデジタル機器を活用する中で、健康状態が改善した人数	活動	24	80	120		
			19				
			79.20%	0.00%			
3	理科大と連携したデータ連携基盤構築	成果	一部構築	一部構築	一部構築		
			一部構築				
			100.00%	50.00%			

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	利用者の拡大に向け、関係課やスマイルエイジング薬局、NPOと連携して、健康相談が可能な場所を増やし、気軽に健康指導が受けられるようにする。また、データ連携基盤の構築やデータの分析について、山口東京理科大学との協議を進めていく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	国や市のデジタル化の推進に向けた方針に沿う取組である。	5	35
	自治体関与の妥当性	市と市立大学との連携事業に、市として積極的に関与する必要がある。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民全般を対象とするものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	令和5年度に数理情報科学科が設置されることから、あわせて事業化する必要がある。	3	
	行政評価との整合性	横断的施策としてデジタル化の推進に引き続き取り組むこととしている。	3	
	手法の有効性	横断的施策であるデジタル化の推進の内、スマートシティ推進の根幹事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	市と山口東京理科大学が連携して取り組む必要がある。	3	
	受益者負担の適正化	取組の立ち上げ時には、市が中心になって推進する必要がある。	3	
	コスト効率	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用する。	5	

事業期間	R5年度		～	R12以降年度		予算種別		継続	臨時	会計種別		一般	交付税	有	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費				目	9	企画費	事業区分	政策的
	大事業	4	デジタル化関連事業費				中事業	1	デジタル化関連事業費(臨時)						

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			・市と大学とのデータ連携・分析体制の構築 ・糖尿病予防教室でのデータ収集・分析・活用の実証 ・データ連携基盤の構築		・市と大学とのデータ連携・分析体制の確立 ・実証を踏まえたデータ収集・分析・活用の本格実施 ・データ連携基盤の機能強化		・大学でのデータ分析開始 ・関係課・薬局・団体・事業者等とのデータ収集・分析・活用の連携 ・データ連携基盤の機能強化							
支出内訳	R5からR6への繰越明許費		システム開発委託料	17,160千円	システム開発委託料	18,700千円	システム開発委託料	27,280千円						
			システム運用支援業務委託料	10,574千円	システム運用支援業務委託料	8,871千円	システム運用支援業務委託料	9,148千円						
			システム利用料	536千円	アドバイザー業務委託料	7,920千円	アドバイザー業務委託料	7,920千円						
			機械器具費等	1,117千円	機械器具費	2,933千円	システム利用料	3,546千円						
			報償金	300千円	業務委託料	2,400千円	機械器具費	2,348千円						
					システム利用料	1,110千円	業務委託料	2,090千円						
					その他	1,072千円	その他	580千円						
合計				29,687千円		43,006千円		52,912千円						
財源内訳／割合	国庫支出金		1/2	14,844千円	1/2	21,503千円	1/2	26,456千円						
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			14,843千円		21,503千円		26,456千円						
	合計			29,687千円		43,006千円		52,912千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
R5～R7:デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) デジタル推進課 デジタル政策係 事務事業番号 232050508

施策体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)				
	6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信			32 効率的で効果的な行政運営			5 デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化				
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分	
事業概要	5	スマートシティ推進事業		8	山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業				デジタル化 理科大	知守 食事 運動 交流	政策的
	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくりの提案があった。提案を基に、関係課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、市全体の施策に活用することでより効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、健康以外の分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。中期基本計画における3つの横断的施策にも合致する事業となる。							対象	市民・山口東京理科大学		
								手段	データの収集・分析・市民向けサービスの充実、大学とのデータ連携・分析、データ連携基盤の段階的構築		
								意図	健康寿命の延伸・市民生活の質向上		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					システム開発委託料	17,160千円	システム開発委託料	18,700千円
					システム運用支援業務委託料	10,574千円	システム運用支援業務委託料	8,871千円
					システム利用料	536千円	アドバイザー業務委託料	7,920千円
					機械器具費等	1,117千円	機械器具費	2,933千円
					報償金	300千円	業務委託料	2,400千円
							システム利用料	1,110千円
							その他	1,072千円
合計						29,687千円		43,006千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金				1/2	14,844千円	1/2	21,503千円
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源					14,843千円		21,503千円
合計						29,687千円		43,006千円
人工数 人件費					0.60人	3,495千円		
総経費						33,182千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	理科大と連携したデータ分析	活動			検討	一部実施
					検討	
					100.00%	
2	スマートウォッチ等のデジタル機器を活用する中で、健康状態が改善した人数	活動			24	80
					19	
					79.20%	
3	理科大と連携したデータ連携基盤構築	成果			一部構築	一部構築
					一部構築	
					100.00%	

成果	データ連携基盤を一部構築するとともに、健康増進課と連携し、糖尿病予防教室の参加者にスマートウォッチを貸与し、生活習慣の改善に取り組んだ。また、DX協創プラットフォーム事業を通じ、数理情報科学科の教授や学生と協議する場を設け、データ分析のあり方等について相談する体制を構築した。					
R7年度に向けた課題及び改善策	利用者の拡大に向け、スマイルエイジング薬局やNPOと連携して、健康相談が可能な場所を増やし、気軽に健康指導が受けられるようにする。また、データ連携基盤の構築やデータの分析について、山口東京理科大学との協議を進めていく。					
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項						

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

目指す
将来像

誰もが笑顔で年を重ねていく「スマイルエイジング」（健康寿命の延伸）

事業経緯

令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案された、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくりについて、3年間で実証を行いながら事業化する。

事業概要

スマートウォッチを活用し、市民の日々の健康データや生活習慣を記録する。それらのデータを収集、蓄積、分析した上で、健康状態を可視化し、公的な医療・健康情報と組み合わせたPHR（個人健康情報記録）を健康相談・指導に活用することで、健康に対する意識向上、生活習慣の改善等の行動変容を促す。また、山口東京理科大学と連携し、データの分析・分析データの活用に取り組むことで、市の施策の評価や見直しを図る。

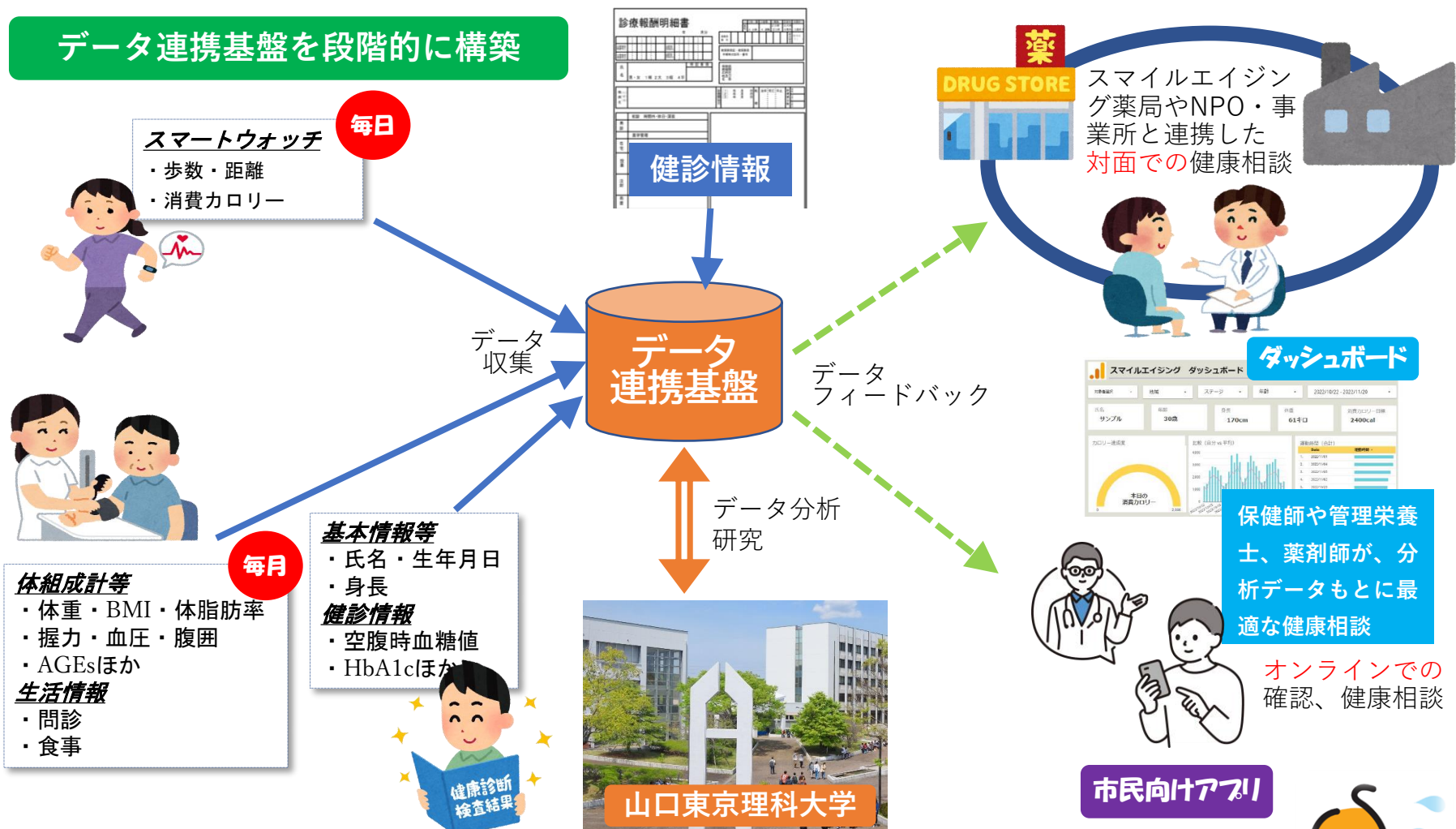
13

	事業詳細	1 年 目 (R 5 年度)	2 年 目 (R 6 年度)	3 年 目 (R 7 年度)
①	スマートウォッチ等から健康データを収集・蓄積し、その分析データを基に健康相談を行う	実証 実装		サービス拡充
②	健康データを山口東京理科大学と連携して分析する	体制構築	データ分析準備	データ分析
③	データ連携基盤を段階的に構築する	構築	①・②を見据え機能強化	

実証を行いながら3年間で事業を実装する

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

データ連携基盤を段階的に構築



地域づくりなど他分野サービスとのデータ連携も視野に取り組み



理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

	事業詳細	1 年目 (R 5 年度)	2 年目 (R 6 年度)	3 年目 (R 7 年度)
15	① スマートウォッチ等から健康データを収集・蓄積し、その分析データを基に健康相談を行う	実証 ・糖尿病予防教室での実証	実装 - 利用者の拡大 (R6:100人・R7:150人) ・スマイルエイジング薬局との連携 ・NPOとの連携 ・保健事業（特定保健指導等）との連携	
	② 健康データを山口東京理科大学と連携して分析する	体制構築 ・数理情報科学科との関係づくり	データ分析準備 ・理科大・関係課との協議 ・データ提供に係る業者の支援 ・データの大学への提供を可能にするための準備	データ分析 ・スマイルエイジング事業の効果測定 ・データの分析
	③ データ連携基盤を段階的に構築する	構築 ・スマートウォッチのデータ収集基盤構築 ・保健指導用ダッシュボード構築	①・②を見据え機能強化 ・ダッシュボードの市民利用可 ・データの拡充（健診データ） ・データのエクспорт機能 ・メモ機能の追加	

- ・リモート健康指導機能の追加（チャット・WEB会議）
- ・市民が使いやすいアプリ化
- ・データ活用に必要なデータ共有機能の追加

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

これまでの評価と課題

項目	評価	課題
データを活用した 保健指導	・ 歩数や消費カロリーを把握、定量的目標設定をした上で、データを基にした個別指導ができる ・ 薬局やNPOの専門職とデータを共有し、効果的に保健指導ができる	・ 企業などと連携し、保健指導への活用を広げる必要がある
山口東京理科大学と 連携したデータ分析	・ 大学と連携し、来年度からデータ分析を進める環境をつくることのできた ※分析予定事項 ・ スマートウォッチのデータに基づいた市民の行動と健康の関係分析 ・ 健康保険のデータを活用した市の健康課題の分析	・ データの収集・共有・活用に向けた課題が随時出てくるので、その都度解決する必要がある

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

予算額まとめ

(千円)

17

取組		項目	1 年目	2 年目	3 年目
歳出	- 市と大学とのデータ連携・分析体制の構築 - 市民（関係団体）・大学との協議体での協議 - 大学でのデータ分析実施、データの可視化	官学連携・分析支援業務委託	6,600	7,920	7,920
		先生への報償費等	500	500	200
	- 個人健康データの収集 - 分析データによる保健師の健康指導 - 健康データ収集や健康指導でのスマイルエイジング薬局・事業所等との連携	健康指導（市・NPO）	既存事業	2,100	1,700
		スマートウォッチ購入等	990	2,933	2,348
		通信運搬	462	271	250
		スマイルエイジング 薬局等委託	0	300	390
		消耗品	0	300	130
	データ連携基盤の構築	データ連携基盤構築	17,600	18,700	27,280
		システムサポート	12,105	8,871	9,148
		クラウド維持費	557	1,110	3,546
		合計	38,814	43,005	52,912
財源		計算	1 年目	2 年目	3 年目
歳入	デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生推進タイプ	1/2	19,407	21,502	26,456
	一般財源	特別交付税措置あり	19,407	21,503	26,456

3	実施計画番号	2110101	事務事業番号	211010101	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	地域運営組織推進室
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-----------

事務事業調書

21101市民活動推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	地域運営組織推進事業	1	地域運営組織推進事業		1-(1)		交流

事業概要	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。					対象	地区運営協議会、地域住民・団体
						手段	財政的・人的支援、人材育成
						意図	住民が主体となった地域課題解決への取組を推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	研修会・ワークショップ・説明会等の開催回数	活動	36	12	—	—	—
			112	69			
			311.11%	575.00%			
2	協議会会議・研修会開催回数	活動			220	220	220
3	実施事業数	成果			270	270	270

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	持続可能な地域づくりに地域と市がともに取り組むものであり、妥当である。	5	39
	自治体関与の妥当性	協創のまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創のまちづくりを進める上で重要な事業である。	5	
	行政評価との整合性	地域運営組織推進事業の行政評価において、人的・財政的支援の充実を図っている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	3	
効率性	実施主体の適正化	各地域が主体となることで地域の特性に応じた取り組みが可能となる。	3	
	受益者負担の適正化	地域内の全住民が受益者となるものである。	3	
	コスト効率	特別交付税措置対象事業	5	

事業期間	R3		年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有		
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費			目	22	地域づくり推進費	事業区分	政策的
	大事業	1	地域運営組織推進費				中事業	1	地域運営組織推進費						

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			・アドバイザーの派遣 ・形成支援補助金の交付		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援費		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援費		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援費		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援費			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費		委託料	3,089千円	地域づくり交付金	25,736千円	地域づくり交付金	25,921千円	地域づくり交付金	25,921千円	地域づくり交付金	25,921千円		
			負担金、補助及び交付金	1,000千円	アドバイザー業務委託料	2,852千円	アドバイザー業務委託料	2,574千円	アドバイザー業務委託料	2,574千円	アドバイザー業務委託料	2,574千円		
					消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円		
					通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円		
					庁用器具費	50千円	普通旅費	32千円	普通旅費	32千円	普通旅費	32千円		
					普通旅費	31千円	通行料	10千円	通行料	10千円	通行料	10千円		
					その他	10千円								
合計				4,089千円		28,779千円		28,637千円		28,637千円		28,637千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			4,089千円		28,779千円		28,637千円		28,637千円		28,637千円		
	合計			4,089千円		28,779千円		28,637千円		28,637千円		28,637千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	地域運営組織の運営支援に対する交付税措置あり
地域づくり交付金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 市民活動推進課 地域運営組織推進室 事務事業番号 211010101

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
	1	地域運営組織推進事業	1	地域運営組織推進事業	1－(1)		交流	政策的
事業概要	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。 令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。				対象	各地域のまちづくり団体、地域住民		
					手段	人的・財政的支援、人材育成		
					意図	住民が主体となった地域課題解決への取組を推進		

事業期間	R3	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)			R4(決算額)			R5(決算額)			R6(予算額)
支出内訳	講師謝礼	376千円		講師謝礼	90千円		委託料	3,089千円		地域づくり交付金 25,736千円
	普通旅費	352千円		消耗品費	13千円		負担金、補助及び交付金	1,000千円		アドバイザー業務委託料 2,852千円
	消耗品	50千円		通信運搬費	14千円					消耗品費 50千円
	備品購入費	208千円								通信運搬費 50千円
										庁用器具費 50千円
										普通旅費 31千円
										その他 10千円
合計		986千円			117千円			4,089千円		28,779千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金	1/2		317千円	1/2					
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源			669千円		59千円		4,089千円		28,779千円
合計		986千円			117千円			4,089千円		28,779千円
人工数 人件費	0.70人	4,048千円		0.85人	4,451千円		1.10人	6,000千円		
総経費		5,034千円			4,568千円			10,089千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	研修会・ワークショップ・説明会等の開催回数	活動	3回	36回	36回	12回
			1回	12回	112回	
			33.3%	33.3%	311.11%	
2	地域運営組織の形成数	成果				11
3	設立準備会の設置	活動			11	
					10	
					90.91%	

成果	(地域の動き) R5.5月から各地区へ地域運営組織検討会の設置に向けた話し合いを実施し、10地区で検討会が立ち上がった。R5.5月末から各地区において、地域住民に対して地域づくり政策アドバイザーによるワークショップを開催した。地域運営組織についての理解を深めるとともに、話し合いの体験ミニワークを実施により、各地区の組織形成に向けての足がかりとなった。〈行政の動き〉地域運営組織の設立に向け、地域交流センター職員へ計画づくりや組織形成に向けた研修会を6回開催し、各地区への支援を実施した。また、市からの補助金等を可能な範囲で一本化し交付する一括交付金の制度を策定しR6年度からの財政支援の基盤を作った。					
R7年度に向けた課題及び改善策	地域運営組織の設立後も、地域づくり政策アドバイザーの助言を受けながら、事業計画や予算、地域づくり計画の見直しを行い、各地区の地域運営組織が円滑な運営が実施できるよう個別の支援を行っていく。また、市が実施する事業のうち、今後、地域が行った方が効果の見込まれる事業については、別途メニュー化し、各地区の希望に応じて選択して取り組むことができる仕組みを検討する。					
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	特別交付税措置あり					

持続可能な地域社会の実現に向け、R6年9月に市内全地区で地区運営協議会（地域運営組織）が設立された。円滑な運営と活動を進め、さらなる充実を図っていくため、財政的支援及び人的支援を実施する。

地域づくり交付金交付事業

事業内容 山陽小野田市地域づくり交付金は、地区運営協議会による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するもの。市から地区に対して交付している補助金を可能な範囲で一本化し、協議会に対して一括交付することで、地区が自らの裁量で各事業への配分や用途の決定ができる仕組み。（内訳は地域づくり交付金の概要参照）

地域づくり政策アドバイザー設置事業

事業内容 地区運営協議会の運営・活動を円滑に進め、かつ充実させるため、地域づくり政策アドバイザーを設置し、継続的にサポートする体制を整備する。（R5.4から設置、3年目）
R5年度：協議会形成に向けた取組の強化
R6年度：協議会形成と形成後の円滑な運営・活動の推進
R7年度：協議会形成後の運営と活動のさらなる充実（職員等の関係者を対象とした研修会の実施、地区の実情に合わせた各地区事務局への個別支援、広報やプロジェクト事業などのテーマ別の支援、行政支援 など）

👉 山陽小野田市地域づくり政策アドバイザー NPO法人市民プロデュース 理事長 平田 隆之 氏



※山口ゆめ花博（2018）などをはじめ、様々なイベントで多様なセクターをつなぐ協働の架け橋の役割を果たしてきた。中山間地域の地域運営組織に対する組織・計画づくりの支援、支援者向けの研修等も行う。市民の自主的、主体的な活動の支援、対話による協働の推進、実現を柱として活動中。
・山口市総合計画市民ワークショップ運営（2016）、・山口県中山間地域支援事務局（2019～）、・長門市協働政策アドバイザー（2020～2022）、・山口県キラリと輝く県民活動イベントディレクター（2023～）ほか

地域運営組織運営支援事業

事業内容 地区運営協議会に対して、運営・活動に関する研修や視察等を行うための経費。

事業名	概要	予算費目	算出根拠	予算額（千円）
地域づくり交付金交付事業	上記のとおり	負担金補助及び交付金	各地区運営協議会（11地区）に対する地域づくり交付金 （地域づくり交付金）19,321,000円 （地域づくりプロジェクト事業費）300,000円×2事業×11地区=6,600,000円	25,921
地域づくり政策アドバイザー設置事業		委託料	地域づくり政策アドバイザー業務委託料 2,574,000円	2,574
地域運営組織運営支援事業		消耗品費等	消耗品費 50,000円、普通旅費 32,000円 通信運搬費 50,000円 通行料 10,000円 計 142,000円	142
			合 計	28,637

＜交付税措置＞
①地域運営組織の運営支援に対する交付税措置（措置対象：事務局人件費等、高齢者交流、買い物支援、交流事業等に係る活動経費）・・・普通交付税
また、①を上回る経費については、特別交付税が措置される。【地域づくり交付金、地域づくり政策アドバイザー事業ともに措置対象となる見込み】 措置率1/2・財政力補正

地域づくり交付金の概要

目 的

山陽小野田市地域づくり交付金は、地区運営協議会による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するもの。これまでの市から地区に対して交付している補助金を一本化し、地区運営協議会（11地区）へ一括交付することで、地区が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組み。

交付金算定額

(単位：円)

(単位：円)

R7 予算	人口 (R6.10.1)	75歳以上 (R6.10.1)	基本額	基本事業費		合計 (千円未満切り捨て)
				人口割	後期高齢者割	
			1,000,000	50	450	
本山	2,810	571	1,000,000	140,500	256,950	1,397,000
赤崎	4,958	853	1,000,000	247,900	383,850	1,631,000
須恵	7,913	1,585	1,000,000	395,650	713,250	2,108,000
小野田	5,837	1,159	1,000,000	291,850	521,550	1,813,000
高泊	4,034	863	1,000,000	201,700	388,350	1,590,000
高千帆	10,836	1,990	1,000,000	541,800	895,500	2,437,000
有帆	3,557	858	1,000,000	177,850	386,100	1,563,000
厚狭	10,106	1,905	1,000,000	505,300	857,250	2,362,000
出合	2,485	516	1,000,000	124,250	232,200	1,356,000
厚陽	1,750	497	1,000,000	87,500	223,650	1,311,000
埴生	4,731	1,149	1,000,000	236,550	517,050	1,753,000
合計	59,017	11,946	11,000,000	2,950,850	5,375,700	19,321,000

R6 予算	人口 (R5.10.1)	75歳以上人口 (R5.10.1)	合 計 (千円未満切り捨て)
本山	2,835	557	1,392,000
赤崎	5,039	824	1,622,000
須恵	7,943	1,534	2,087,000
小野田	5,908	1,116	1,797,000
高泊	4,129	826	1,578,000
高千帆	10,936	1,908	2,405,000
有帆	3,552	811	1,542,000
厚狭	10,150	1,829	2,330,000
出合	2,541	470	1,338,000
厚陽	1,788	480	1,305,000
埴生	4,806	1,111	1,740,000
合計	59,627	11,466	19,136,000

交付金算定基準

①基本額

地区運営協議会の運営及び基本的な事業に要する経費として交付する。

各協議会に一律 **100万円**

②基本事業費

地区運営協議会の活動を行うための経費として交付する。

○人口割額

協議会の区域内の人口 × **50円**

○後期高齢者人口割額

協議会の区域内の75歳以上の人口 × **450円**
(R7予算:19,321,000円)



③地域づくりプロジェクト事業費

地区運営協議会が策定する「地域づくり計画」にもとづいて、地域の創意工夫により、地域課題の解決に向けた事業や地域の特色を活かした地域づくりのための事業など、協創によるまちづくりを推進するための事業に対して交付する。

事業の計画・提案に対し、審査会等による審査を行う。

1事業につき 上限**30万円**（1年度2事業まで）
(R7予算:6,600,000円)

④地域選択事業費【今後検討】

各課における地域課題解決に係る事業のうち、地域が行った方が効果の見込まれる事業を**メニュー化**し、交付金の算定額を設定する。

メニューについては、協議会の活動状況や各課の地域と連携した事業を整理し、R7年度以降検討する。

交付金の活用

交付金の積立て

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金の一部を積み立てることができる。

- ・積立金の期限は、**5年以内**とする。
- ・積立金の額は、当該年度の交付金の**20%**を限度とする。

交付金の繰越し

予定していた事業内容の変更等によって、当該年度に使わなかった交付金を次年度に繰り越すことができる。

繰越せる交付金は、当該年度の交付金の**30%**を限度とする。

R6年度に一本化した他課補助金

- ・地区防災訓練補助金
- ・ふるさとづくり事業補助金
- ・国民健康保険健康づくり補助金
- ・地区社会福祉協議会助成金
- ・敬老会運営補助金
- ・ほたる飼育管理助成金
- ・社会教育関係団体補助金
- ・人権教育推進事業補助金
- ・河川海岸清掃大会業務委託料

4	実施計画番号	2110101	事務事業番号	211010103	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	地域運営組織推進室
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-----------

21101市民活動推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	地域運営組織推進事業	3	集落支援員設置事業		1-(1)		

事業概要	集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各部会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。		対象	地域づくり支援員
			手段	地域の巡回、地域課題の把握、地域との話し合いの場の支援等
			意図	地域運営組織の運営支援及び事務局機能

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	地域づくり支援員の配置地区数	活動	11	11	11	11	11
			8	9			
			72.72%	81.81%			
2	協議会会議・研修会開催回数	成果			220	220	220
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	地区運営協議会設立後の事務局機能を強化するため、地域づくり支援人の配置を増やす		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	地域運営組織の推進は本市の重点施策であり目的は妥当である。	5	39
	自治体関与の妥当性	協創によるまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創によるまちづくりを進める上で重要な事業である。	5	
	行政評価との整合性	地域運営組織推進事業の行政評価において、人的・財政的支援の充実を図っている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	3	
効率性	実施主体の適正化	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を公募等により選出し、市が委嘱する。	3	
	受益者負担の適正化	地域づくりの中核的な人材となるものであり受益者負担金を求めることは不適當である。	3	
	コスト効率	特別交付税措置の対象事業である。	5	

事業期間	R5年度		～	R10以降年度		予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	23	地域づくり推進費	事業区分	政策的
	大事業	1	地域運営組織推進費				中事業	1	地域運営組織推進費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			地域づくり支援員の配置 (11名分) ■ R5.9月補正 地域づくり支援員PC購入 11台		同左		地域づくり支援員の配置 (17名分) ※週5日(5名) ※週3日(6名) ※週2日(6名)		同左		同左			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費		報酬	5,984千円	会計年度任用職員報酬	14,055千円	会計年度任用職員報酬	24,426千円	会計年度任用職員報酬	24,426千円	会計年度任用職員報酬	24,426千円		
			職員手当	717千円	期末勤勉手当	5,159千円	期末勤勉手当	9,364千円	期末勤勉手当	9,364千円	期末勤勉手当	9,364千円		
			旅費(通勤手当)	94千円	共済組合負担金	2,488千円	共済組合負担金	4,217千円	共済組合負担金	4,217千円	共済組合負担金	4,217千円		
			共済費	662千円	費用弁償	832千円	費用弁償	662千円	費用弁償	662千円	費用弁償	662千円		
			備品購入費	1,444千円	普通旅費	115千円	普通旅費	229千円	普通旅費	229千円	普通旅費	229千円		
			使用料及び賃借料	187千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円		
					その他	100千円								
合計				9,088千円		22,859千円		39,008千円		39,008千円		39,008千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			9,088千円		22,859千円		39,008千円		39,008千円		39,008千円		
	合計			9,088千円		22,859千円		39,008千円		39,008千円		39,008千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	※1 地域づくり支援員の人件費は人事課要求 ※2 集落支援員1人あたり上限485万円(R6～)の特別交付税措置あり(R5上限額:445万) 集落支援員の設置に要する経費については、交付税対象(人口集中地区を除く) ※3 「集落」とは、「基本的な地域単位」として、①いわゆる集落、常会、組、②行政区、町内、大字、字、③地域協議会、地域振興会、④小学校区など、最も適切な地域単位を対象とする。 ※4 R7支援員配置予定:17名 ・週5日勤務:5名、週3日勤務:6名、週2日勤務:6名
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 市民活動推進課 地域運営組織推進室 事務事業番号 211010103

施策体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災			11	地域づくりの推進		1	持続可能な地域づくりの推進		
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分	
	1	地域運営組織推進事業			3	集落支援員設置事業					
事業概要	集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、現在取組中の地域運営組織の形成に向けて、地域住民と市による話し合いの場の中間支援や地域運営組織形成後の事務局機能を担う中核的な役割を担う。 R5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を強化するため、各地域交流センターに1名配置する。(計 11名配置予定) ■R5.9月補正 地域づくり支援員が使用する行政系ノートパソコン(11台)及び会議用ノートパソコン(2台)を整備する。							対象	集落支援員		
								手段	集落支援の実施、地域と市の話し合いの場の参加等		
								意図	地域運営組織の組織化の促進、事務局機能		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					報酬	5,984千円	会計年度任用職員報酬	14,055千円
					職員手当	717千円	期末勤勉手当	5,159千円
					旅費(通勤手当)	94千円	共済組合負担金	2,488千円
					共済費	662千円	費用弁償	832千円
					備品購入費	1,444千円	普通旅費	115千円
					使用料及び賃借料	187千円	消耗品費	110千円
							その他	100千円
	合 計					9,088千円		22,859千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源					9,088千円		22,859千円
	合 計					9,088千円		22,859千円
人工数 人件費					0.20人	1,165千円		
総経費						10,253千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	地域づくり支援員の配置	活動			11	11
					8	
					72.72%	
2						
3						

成果	令和5年度は、8地区について地域づくり支援員を配置することができた。地域づくり支援員会議やセンター職員との合同研修会を定期的に開催することで、各地区では、ワークショップの実施や地域づくり計画の策定などR6年度中の組織形成に向けたプロセスを踏むことができた。					
R7年度に向けた課題及び改善策	未配置となっている地区については、適切な人材が配置できるよう、引き続き地区との協議を進めていく。地域運営組織の設立後は、事務局機能の強化を図るため、支援員の更なる資質向上に伴う研修機会の提供、また、総務省における集落支援制度を活用し、支援員の増員等を検討する必要がある。					
目標達成度	C	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項	特別交付税措置あり					

集落支援員とは？

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を行う。本市では、「地域づくり支援員」として、R5年度以降配置を進めている。

地域づくり支援員の業務は？

- 1 地区運営協議会の事務局機能
- 2 地域づくり計画の進捗状況の把握と調整
- 3 地区運営協議会の話し合いの場や地域の課題解決に向けた取組の運営支援
- 4 地域住民や関係機関、行政との連絡調整、情報発信（中間支援業務）

地域づくり支援員の配置状況は？

R6年度まで：各地区1名（週3日勤務）を各地域交流センターに配置。【計11名（R7.2月時点で10名配置済）】

本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	埴生
R5.7～	R6.4～	R5.7～	R6.2～	R6.9～	R5.8～	R5.8～	人選中	R5.10～	R5.8～	R5.8～

R7年度からの配置予定は？

R7年度から：各地区1名（週5日勤務）又は、2名（週3日勤務＋週2日勤務）を各地域交流センターに配置予定。

※週5日勤務：5名、週3日勤務：6名、週2日勤務：6名（計17名を予定）

支援員体制充実への主な要因

・R6,9月末までは、地域づくり計画や規約の作成、組織体制の構築について、センター長、主事と役割分担しながら地域と協議し組織形成に向け取り組んだ。

・組織形成後の地域づくり支援員は、関係者との協議の増加、事業実施と進捗管理、組織運営のサポート、情報発信・広報活動等について担うこととなり、事務局機能（会計含む）及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行する。

👉 役割の多様化より、地域づくり支援員の体制を充実させ、事務局機能の強化を図る。

<特別交付税措置>

- 措置額 集落支援員1人あたりの上限額：4,850千円【本市特交上限額：4,850千円×17人＝82,450千円】 ※ただし、人口集中地区については対象外
- 対象経費 ①集落支援員の設置に要する経費（人件費） ②集落の点検の実施に要する経費 ③集落における話し合いの実施に要する経費 ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

5	実施計画番号	2310201	事務事業番号	231020110	課(局・室・所)・係・担当者	文化スポーツ推進課	スポーツ振興係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----------	---------

事務事業調書

23102文化スポーツ推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	5	教育・文化・スポーツ	31	スポーツによるまちづくりの推進	2	スポーツ活動の推進		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	スポーツによるまちづくり推進事業	10	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業				運動
								建設部
								依頼不要

事業概要	令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和7年度においては実証事業を実施し、令和8年4月からの休日における学校部活動の地域移行に向けて取組を進める。 体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、今後の運営団体や実施主体について調整を図る。 また、中学生の活動環境を整備するために指導者の確保や派遣、活動場所の調整など実証事業を実施することで課題を洗い出し、次年度以降の活動に反映する。		対象	市内の中学生、保護者、学校関係者、文化・スポーツ団体
			手段	協議会の開催、地域団体による活動場所の提供、指導者派遣
			意図	文化・スポーツ活動を希望する中学生が取り残されることのないよう従前の部活動と異なる体制整備が行われていること

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	休日の中学校部活動における地域移行数	成果			20クラブ	全クラブ	全クラブ
2	中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会の開催	活動			5回	3回	3回
3	指導者研修会の開催	活動			2回	2回	2回

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策(芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進)に寄与する事業である。	3	33
	自治体関与の妥当性	市要綱(山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱)により義務付けた事業である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市内の中学生、保護者、学校関係者、文化・スポーツ団体が関わる事業で、住民ニーズが高い事業である。	5	
有効性	事業の優先度	既に国や県は方針を示しており、本市において実施しなければ中学生に多大な悪影響(不安)を与える事業である。	3	
	行政評価との整合性	新規事業ではあるが、芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進に効果が期待される事業である。	3	
	手法の有効性	総合計画の施策(芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進)を進める効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	現時点(協議会の開催)については、民間委託などの外部の活用が適用しにくい事業である。	3	
	受益者負担の適正化	協議会の開催については、受益者負担を求めることが適当でない事業である。	3	
	コスト効率	現時点(協議会の開催)については、国費等の充当はなく、コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R7 年度		～ R12以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般		交付税	無
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費		目	28	スポーツ振興費	
	大事業	1	スポーツ振興費			中事業	1	スポーツ振興費			
										事業区分	政策的

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							・休日の部活動の実証 ・協議会の開催 (5回開催予定)		・休日の部活動の地域移行 の実践 ・協議会の開催 (3回開催予定)		・休日の部活動の地域移行 の実践 ・協議会の開催 (3回開催予定)			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費						報償金	5,150千円	報償金	6,000千円	報償金	6,000千円		
							役務費	903千円	役務費	1,000千円	役務費	1,000千円		
							普通旅費	400千円	普通旅費	400千円	普通旅費	400千円		
							委託料	100千円	委託料	100千円	委託料	100千円		
	合計							6,553千円		7,500千円		7,500千円		
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金													
	県支出金						交付金	5,000千円						
	地方債													
	その他						参加費	500千円						
	一般財源							1,053千円		7,500千円		7,500千円		
	合計							6,553千円		7,500千円		7,500千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地域クラブ活動体制整備事業県委託金	協議会(構成):スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、文化協会、中体連、中文連、校長会、PTA、学識経験者、教育委員会事務局、協創部 【令和8年度以降(予定)】 指導者謝金 2,000円×30人×3時間×24回 指導者謝金 1,000円×20人×3時間×24回 保険料:指導者1,650円×50人+生徒800円×1000人 ※スポーツ安全保険 委託料:指導者研修委託料 2回 ※県スポーツ協会 普通旅費:先進地視察、研修参加
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱	

審査事業名／中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業

【事業概要】

令和 6 年 11 月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和 7 年度においては実証事業を実施し、令和 8 年 4 月からの休日における学校部活動の地域移行に向けて取組を進める。

- ① 協議会の開催（地域クラブ設立要件等の検討）
- ② 実証事業の実施（休日における地域クラブ活動の実施）
- ③ 指導者育成（指導者研修会の開催）

【実証事業（地域クラブ活動）の概要】

地域クラブ活動の実施に当たっては、まずは休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することを目指し実証事業を実施する。

◇期間 令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月までの休日

◇対象 学校部活動実施種目のうち、重点種目 8 競技を中心に実施

※ 8 競技/陸上、軟式野球、バスケ、バレー、ソフトテニス、卓球、サッカー、吹奏楽

◇回数 月 1 回（土曜日又は日曜日）以上

◇運営団体 運営団体は、行政が担う。

◇実施主体 スポーツ関係団体（スポーツ協会、スポーツ少年団等）
文化団体（文化協会等）

◇会費 地域クラブに参加する生徒から一人 5 0 0 円の参加費を徴収

◇指導者謝金 地域クラブ活動の指導者へ謝金を支払

【指導者育成】

中学生の指導を行うに当たり最低限必要な知識や考え方を学ぶ機会を提供する。

◇指導者の育成／指導者研修会の開催（委託）

◇指導者の確保／競技団体からの情報提供（人材のリスト作成）

山口県が設置したマッチングシステム「つなぐナビ」を活用

【生徒への支援】

◇地域クラブに参加するための保険料を行政が負担

◇地域クラブ参加に係る会費負担を軽減

山陽小野田市

中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針



令和 6 年 1 1 月

山 陽 小 野 田 市
山陽小野田市教育委員会

目 次

- 1 はじめに
- 2 本市における学校部活動の現状と課題
 - (1) 中学校の生徒数推移予測
 - (2) 中学校文化部・運動部の現状と課題
 - (3) 地域の文化芸術・スポーツ環境
- 3 本市における中学生の文化スポーツ活動の方向性
 - (1) 本市が目指す中学生の文化スポーツ活動
 - (2) 改革の時期
- 4 中学生の文化スポーツ活動の体制整備
 - (1) 運営団体の設置
 - (2) 実施主体の整備・設立
 - (3) 実施主体の登録
 - (4) 中学生の文化スポーツ活動を支援する組織づくり

1 はじめに

学校部活動は、文化芸術・スポーツ活動に興味・関心のある中学生が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の支えにより、その振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、中学生同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を養成するなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては部活動の存続が厳しい状況にあります。

また、専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

こうした状況を受け、国（文化庁及びスポーツ庁）においては、学校部活動の段階的な地域への移行を図ることとして、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、新たな地域クラブ活動をするために必要な対応などを示しています。

令和5年10月には、山口県が「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、国のガイドラインに沿って、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の地域連携、又は地域移行に向けた取組（平日の移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む）を実施していくこととしています。

本市では、地域の子どもは地域で育てるとの考えのもと、市内の実情に応じた部活動の地域への移行を着実に推進するため、「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」を策定し、地域等の運営団体・実施主体による文化芸術・スポーツ活動の環境整備に向けた方向性を示すこととしました。

この方針は、義務教育である中学校段階の文化活動及び運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい文化芸術・スポーツ活動の実施環境を構築する

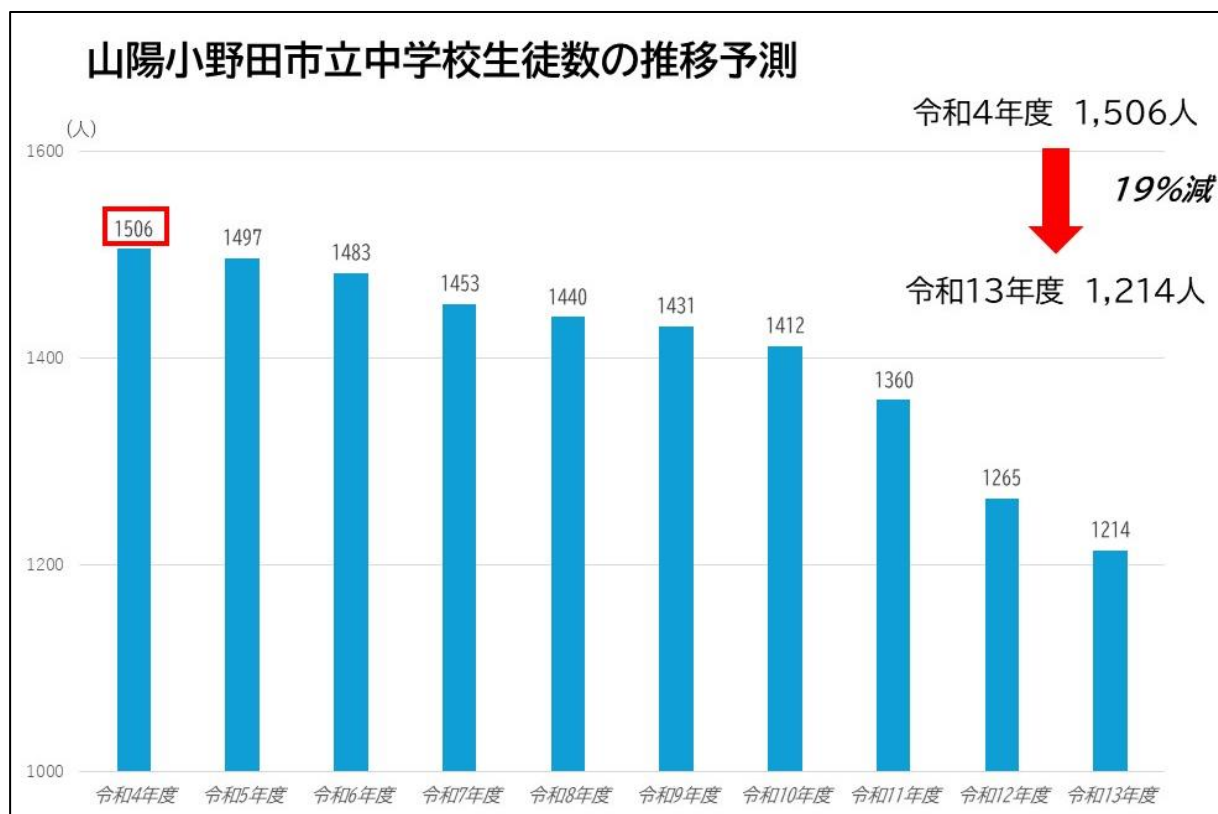
観点に立ち、次の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的などに応じた多様な形で、望ましい姿で実施されることを目指します。

- 中学生の文化スポーツ活動が持続可能な指導・運営体制を構築すること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としての活動を継承し、学校活動との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮すること。
- 令和８年度からの学校部活動の地域移行に向け、まずは休日における活動体制の整備を図ること。

2 本市における学校部活動の現状と課題

(1) 中学校の生徒数推移予測

本市の中学校に通う生徒数は、今後10年間で約300人が減少する推移予測が示されており、本市での直近の出生数（令和4年度327人）の現状からみても、将来において現在と同様の学校活動を維持することが難しくなると予想されます。



(2) 中学校文化部・運動部の現状と課題

令和6年8月現在、山陽小野田市内の6つの中学校において文化部5種目13部、運動部12種目54部が活動していますが、学校によっては、以前あった部活動が廃部や休部になったり、団体競技においては単独の学校単位での大会出場ができなくなったり、生徒によっては小学生の時にスポーツ少年団の活動で行っていた競技を中学校では選択できなくなったりしています。

本市や隣接する市町において、中学生を対象としたクラブチームの設置は、一部の競技に限られており、中学生が自身の嗜好に合わせて「やってみたい」競技やチームなどを選択できる環境は整っていません。

また、指導者についても、専門的な指導資格を保有する指導者や部活動指導員の配置が進んでおらず、生徒が望む専門的な指導が受けられないことも課題となっています。

部活動設置状況

令和6年8月現在

	部 活 動 名	高千帆	小野田	竜王	厚狹	埴生	厚陽
1	陸上部	○	○	○	○臨時		
2	水泳部	○臨時	○臨時	○臨時	○臨時		
3	バスケットボール部（男子）	○	○		○		
4	バスケットボール部（女子）	○	○	○	○		
5	バレーボール部（男子）						
6	バレーボール部（女子）	○	○	○	○	○	
7	ソフトテニス部（男子）	○	○		○	○	
8	ソフトテニス部（女子）	○	○	○	○	○	○
9	卓球部（男子）	○	○	○	○	○	○
10	卓球部（女子）	○	○	○臨時	○		○
11	軟式野球部	○	○	○	○	○	
12	サッカー部	○	○	○			
13	剣道部				○	○臨時	
14	柔道部					○臨時	
15	弓道部				○		
16	テニス部				○臨時		
17	吹奏楽部	○	○	○	○		
18	総合文化部		○	○	○	○	
19	英語部	○					
20	美術・文芸部	○	○				
21	ボランティア部	○	○臨時				
	部活動数	15	15	11	15	8	3

※○臨時：活動を学校外で行っている臨時部活動

（３）地域の文化芸術・スポーツ環境

【文化施設・体育施設の現状と課題】

本市で中学生が文化スポーツ活動を実施するに当たり学校以外の施設は限られています。文化施設については、不二輸送機ホールや市民館文化ホールがありますが、日常的に利用するに当たり道具や楽器の保管などができる施設ではなく、中学生が利用するためにはハードルが高くなっています。

スポーツ施設については、小野田地区に多くのスポーツ施設が集中しており、竜王、高千帆、厚陽、厚狭、埴生地区からの利用に当たっては移動手段や移動時間に課題があります。

また施設の老朽化に伴う施設の改修・整備や、平日では一般利用が、休日では各種競技大会の利用が多く入っており、中学生の活動を地域へ移行するに当たり施設の優先的な利用や利用時間帯の調整などが課題となります。

【地域の文化芸術・スポーツ環境の現状と課題】

地域の文化芸術活動については、文化協会を中心に様々な文化活動が行われています。特に生涯学習の観点での地域交流センターにおける活動は活発に行われています。

スポーツ活動については、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブが中心となり小学生から一般まで各種大会が開催され、競技志向から生涯スポーツを楽しむ活動など多様な活動団体も存在しています。

しかしながら、文化スポーツ活動について、中学生を対象とした活動は限られており、学校以外での文化スポーツ活動の拡大が今後の課題となります。

3 本市における中学生の文化スポーツ活動の方向性

(1) 本市が目指す中学生の文化スポーツ活動

本市の第二次総合計画の基本目標の中で、文化スポーツ活動については「生涯を通じて、豊かな人間性を育むことや、心身ともに健やかに暮らすことができるよう芸術文化やスポーツの推進に取り組みます」と示していることから、中学生についても、生涯にわたって文化スポーツ活動に親しむ機会を確保し、子どもの心身の健全育成を図り、地域とともに文化芸術・スポーツ環境の整備につなげていくことを目指します。

そのためには、地域と学校と行政との連携・協働により、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、地域で中学生を育てるとの視点を持ち、生涯にわたり中学生が文化スポーツ活動を継続できるよう、新たな「地域クラブ活動」(※)の環境整備に取り組んでいく必要があります。

※「地域クラブ活動」：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ「社会教育」の一環として捉えることができる文化スポーツ活動のことをいう。

【目指す姿】

◎中学生が地域において多様な活動ができる機会を提供します。

◎学校部活動の意義や役割を継承し、発展させる活動を創出します。

◎学校と地域が連携し、中学生が参加しやすい環境の整備を図ります。

(2) 改革の時期

現在の文化スポーツ活動体制の整備・改革について、令和6年度から令和7年度末までを改革推進期間と位置づけ、令和8年4月からは休日の学校部活動について廃止し、地域が主体となった地域クラブ活動で子どもたちが活動するスケジュールとして体制整備を進めます。

なお、平日の学校部活動についても、可能な学校・地域・競技から新たな地域クラブ活動の体制を整備します。

4 中学生の文化スポーツ活動の体制整備

中学生の文化スポーツ活動について、以下のような課題があります。

- ・部員数の減少により、生徒が取り組みたい競技が実施できていない
- ・学校部活動だけでは、生徒の選択肢が減っている
- ・取り組みたい競技がないため、仕方なく学内の部活動を選択している
- ・学校部活動以外に選択できる文化スポーツ活動の環境が少ない
- ・選択できる環境があっても、「活動場所」「活動時間」「会費負担」などの理由により参加できない生徒がいる
- ・専門的な指導が受けられる環境がない
- ・専門の指導者が少ない
- ・学校施設以外に中学生が優先的に利用できる施設、環境が不十分

今後の活動体制整備に当たり、上記課題の解決に向けて、運営団体の設置や実施主体による活動場所の提供、専門的な指導など、本市が目指す姿の実現に向けた取組を進めます。

（１）運営団体の設置

中学生の文化スポーツ活動に関する課題に対応し、中学生が地域において安全安心に活動できる体制を整え、本市が目指す活動を展開するために、文化活動・スポーツ活動に関する実務を担う事務局として、運営団体を設置します。

運営団体は、各中学校、生徒、保護者、競技団体、指導者、行政等と連携し、地域における多様な文化スポーツ活動の展開を図ります。

<運営団体の役割>

① 新たな地域クラブ活動の環境整備・構築

運営団体は、中学生の活動を支援するため事務局として環境整備を図ります。

- 中学生の活動を提供する（指導する）実施主体である文化・スポーツ団体の確保、設立支援

○指導者の確保、人材発掘、人材育成、講習会・研修会の実施

○活動場所の確保、調整

② 新たな地域クラブ活動の管理運営

運営団体は、中学生の活動を主体的に進める団体（以下「実施主体」という。）の登録・管理に関すること、実施主体と各種関係機関との調整に関することを行います。

○地域クラブ活動団体の登録に関する受付、管理、指導

○中学生のニーズに応じた新たなプログラムの提供、調整（レクリエーション、複数の文化活動・スポーツ種目に取り組める環境整備など）

○指導者の確保・育成 ※研修、講習会の実施

○地域クラブ活動に係る年間及び毎月の活動計画の策定、公表

○活動中の事故やトラブルの対応を含む管理責任の明確化

○学校部活動（学校部活動の在り方に関する方針）に準じた管理

○各中学校との調整に関する事項

（２）実施主体の整備・設立

中学生の文化スポーツ活動の場として、市内においても既存のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間の文化・スポーツ教室が自主的に運営されています。

そのような中、「中学生の活動を支える」「中学生を指導する」実施主体としては、現在の部活動を核とした活動団体の設置、既存の民間クラブチームや地域交流センターにおける講座・教室・サークル・同好会、新たに立ち上げられた活動団体・チームが、「地域クラブ活動」として団体の登録を行い、中学生が参加できる環境を提供します。

また、現在は基本的に小学生を対象に活動しているスポーツ少年団が中学生を受け入れるケースも想定し、新たな地域クラブ活動の実施主体は、地域の実情に応じて、様々な形態での整備・設置など柔軟に対応できる体制づくりを進めていきます。

（３）実施主体の登録

地域における活動の実施主体となる団体・クラブについて、以下のような「地域クラブ活動の要件」に基づき活動する場合は、今後、地域クラブ活動の実施主体として運営団体に登録する仕組みを構築します。

本市の地域クラブ活動として登録された実施主体については、学校施設の優先的な利用調整や市有施設の使用料の減免、学校備品の利用など、地域での活動に必要な支援が受けられるよう、学校や関係施設との調整を行います。

【地域クラブ活動の基本的な要件】

国のガイドラインに準じた活動を行っていること。

【主な内容】

- ・活動時間/平日は長くとも２時間程度、休日は原則として３時間程度とすること。
- ・休養日/週２日以上以上の休養日を設けること。（原則平日・休日ともに１日以上）
- ・会費/活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉であること。
- ・指導者/適正な指導を実施できる体制を有していること。
- ・関係機関との連携/活動について、運営団体と情報共有が行われていること。
- ・運営体制/事故やトラブルの管理責任の主体が明確であり、その解決に向けた体制が整備されていること。
- ・規約や定款等に基づき団体の運営が行われ、会計が適切に処理されていること。

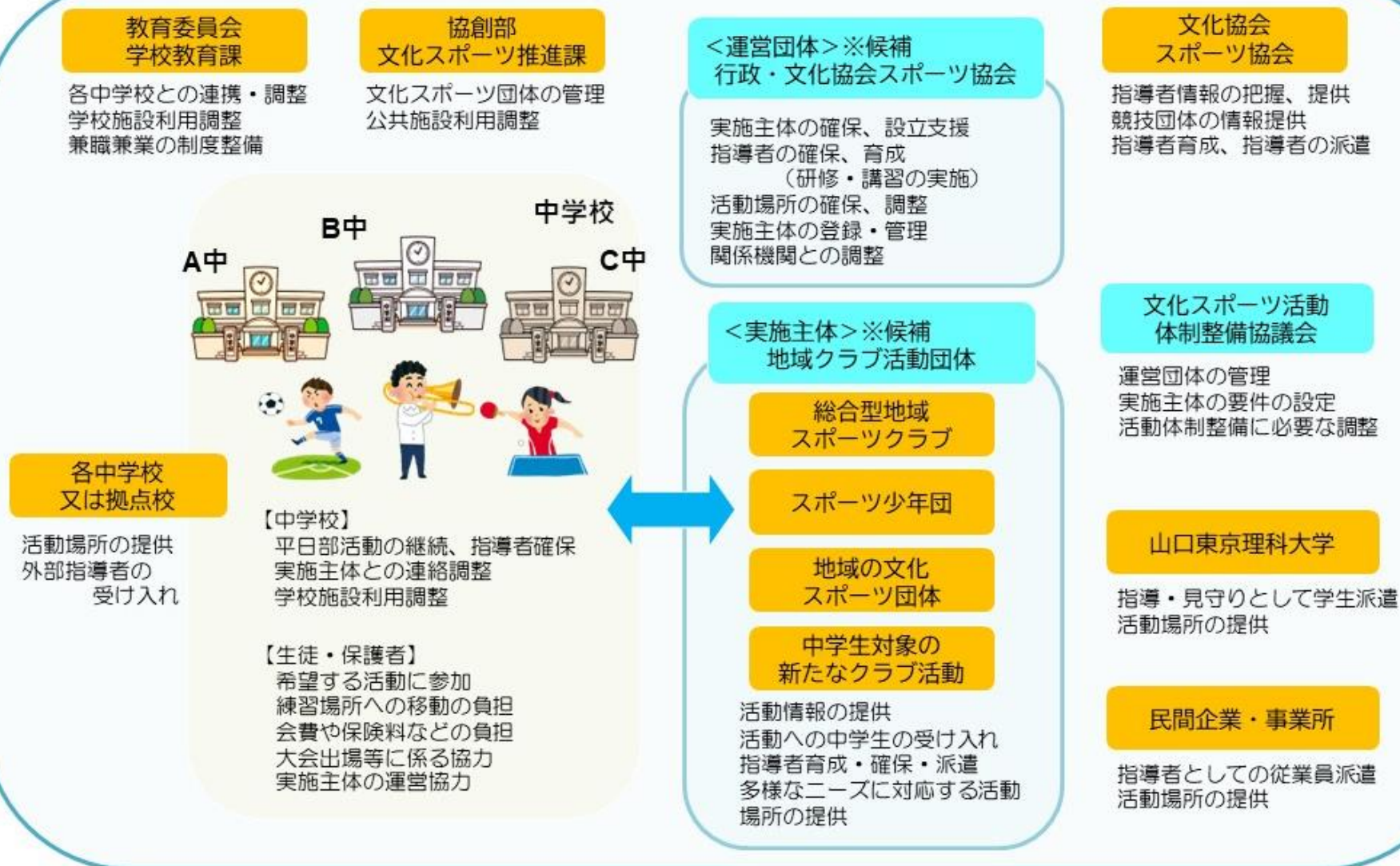
（４）中学生の文化スポーツ活動を支援する組織づくり

中学生の文化スポーツ活動体制を継続していくために、文化芸術・スポーツ団体関係者、学校関係者、保護者、学識経験者、行政関係者で構成する山陽小野田市文化スポーツ活動体制整備協議会を設置します。

【協議会の役割】

- ・ 運営団体の管理
- ・ 実施主体の要件の設定
- ・ その他中学生の文化スポーツ活動体制整備に必要な事項の調整

山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制のイメージ ～地域の子どもは地域で育てる～



6	実施計画番号	2250101	事務事業番号	225010102	課(局・室・所)・係・担当者	シティセールス課
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	----------

事務事業調書

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	25	観光・交流の振興	1	観光・交流資源の整備・充実		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	観光交流資源整備事業	2	きらら交流館再整備事業		3-(1)		建設部説明済

事業概要	宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末までの設計完了を目指す。令和7年度から改修工事に入り、令和8年度中の完成を目指す。					対象	きらら交流館
						手段	施設の改修及び周辺施設との連携
						意図	交流人口の増加

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	指定管理候補者の選定	活動	指定管理候補者選定				
			選定完了				
			100.00%				
2	基本設計・実施設計	活動	基本設計着手	実施設計完了			
			着手完了	設計中			
			100.00%	30.00%			
3	改修工事	活動			改修工事着工	改修工事完了	

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅 そらうみ』として、リニューアルオープンすることとしている。令和7年度から改修工事に着工し、令和8年度中の完成を目指す。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	一部施設が更新時期を迎えており、施設のあり方を検討する必要がある。また、重点プロジェクトの交流の促進に寄与する施設である。	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市きらら交流館条例	3	
	対象(受益者)の妥当性	市が設置した施設に関する事業	5	
有効性	事業の優先度	一部施設が更新時期を迎えており、施設のあり方を検討する必要がある。また、重点プロジェクトの交流の促進に寄与する施設である。	5	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である。	3	
	手法の有効性	焼野海岸・竜王山周辺施設との連携及び観光拠点施設として、交流人口の増加を図る事業であり有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が設置した施設であり、調査業務委託の結果、公設+指定管理方式の結論が出ている。	3	
	受益者負担の適正化	受益者は、施設の利用者及び指定管理者であり、リニューアルオープン後の管理運営において検討する。	3	
	コスト効率	担当課としての事業精査をしており、コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R4以前		年度	～	R12以降	年度	予算種別		継続	臨時	会計種別		一般		交付税	無	
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費				目	32	きらら交流館改修事業費		事業区分	政策的
	大事業	1	きらら交流館改修事業費					中事業		1	きらら交流館改修事業費						

(単位:千円)

		総事業費		R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容				・基本設計・実施設計① ※R5～R6 債務負担		・基本設計・実施設計② ※R5～R6 債務負担		・改修工事① ※R7～R8 債務負担		・改修工事② ※R7～R8 債務負担 ・備品購入					
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費		(繰越明許)		基本設計・実施 設計業務委託	43,189千円	工事請負費※	614,400千円	工事請負費※	921,600千円					
			報償金	12千円	建築確認申請	1,245千円	監理業務委託料 ※	6,900千円	監理業務委託料 ※	16,417千円					
			アドバイザー業 務委託料	12,709千円			設計意図伝達業 務委託料※	4,100千円	設計意図伝達業 務委託料※	9,746千円					
							廃棄物処分業務 委託料	2,000千円	アドバイザー業 務委託料※	1,600千円					
			報償金	8千円			アドバイザー業 務委託料※	600千円	備品購入費	80,000千円					
			測量調査委託料	343千円			建築確認変更申 請手数料	300千円	建築確認申請手 数料	618千円					
			設計委託料	18,400千円					消耗品費	3,000千円					
	合計			31,472千円		44,434千円		628,300千円		1,032,981千円					
財源内訳／ 割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債		75%	5,700千円	75%	14,400千円	90%、75%	544,000千円	90%、75%	711,200千円					
	その他		まちづくり魅力基金	10,667千円	まちづくり魅力基金	25,144千円									
	一般財源			15,105千円		4,890千円		84,300千円		321,781千円					
	合計			31,472千円		44,434千円		628,300千円		1,032,981千円					

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地域活性化事業債(90%) 一般事業債(75%)	●リニューアルオープン 令和9年1月予定
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	【債務負担行為(R7～R8)】 ・工事請負費 1,536,000千円【R7:614,400千円(40%)、R8:921,600千円(60%)】 ・工事監理業務委託料 23,317千円【R7: 6,900千円(30%)、R8: 16,417千円(70%)】 ・設計意図伝達業務委託料 13,846千円【R7: 4,100千円(30%)、R8: 9,746千円(70%)】 ・アドバイザー業務委託料 2,200千円【R7: 600千円(30%)、R8: 1,600千円(70%)】

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) シティセールス課 観光振興係 事務事業番号 225010102

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	4	産業・観光	25	観光・交流の振興	1	観光・交流資源の整備・充実	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
	1	観光交流資源整備事業	2	きらら交流館再整備事業	3-(1)		政策的
事業概要	宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末までの設計完了を目指す。令和7年度から改修工事に入り、令和8年度中の完成を目指す。				対象	きらら交流館	
					手段	施設の改修及び周辺施設との連携	
					意図	交流人口の増加	

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
	(債務負担)				(繰越明許)		設計委託料		43,189千円	
	調査委託料		7,500千円		報償金		12千円		手数料	
					アドバイザー業務委託料		12,709千円			
					報償金		8千円			
					測量調査委託料		343千円			
					設計委託料		18,400千円			
合計			7,500千円				31,472千円		44,434千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金	地方創生推進交付金(1/2)	3,750千円							
	県支出金									
	地方債				75%	5,700千円	75%	14,400千円		
	その他				まちづくり魅力基金	10,667千円	まちづくり魅力基金	25,144千円		
	一般財源		3,750千円			15,105千円		4,890千円		
	合計		7,500千円			31,472千円		44,434千円		
人工数	人件費	0.30人	1,740千円	1.13人	6,478千円	0.74人	4,311千円			
総経費		9,240千円			6,478千円		35,783千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	施設のあり方の検討・決定	活動	基本計画策定・導入可能性調査 策定・調査完了 100.00%			
2	指定管理候補者の選定	活動		指定管理候補者選定 募集要項作成中 80.00%	指定管理候補者選定 選定完了 100.00%	
3	基本設計・実施設計の着手・完了	活動			基本設計着手 着手完了 100.00%	基本設計・実施設計完了

成果	前年度より繰越となっていたリニューアルオープン後の指定管理候補者の選定について、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定し、完了させた。また、同年12月に基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、株式会社NSP設計と設計業務の契約を行った。当該設計書の完成に向けて、市、設計業者及び指定管理候補者とともに設計内容を協議を行い、令和6年度末までの設計完了を目指す。					
R7年度に向けた課題及び改善策	きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅 そらうみ』として、リニューアルオープンすることとしていす。令和7年度から改修工事に着工し、令和8年度中の完成に向け、関係各課等と連携を取りながら業務を遂行していく必要がある。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項						

きらら交流館再整備事業 基本設計書 （概要版）

□ブランド

新しい業態表現の創造
「 交流館 」から「 海辺の駅 」へ

消費者に広く認知されている「道の駅」「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たに「海辺の駅」という業態表現を開発します。
「道の駅」「海の駅」の業態をビジネスモデルとして、「道の駅」「海の駅」の機能を有しながら、自由度の高い公共性のあるレジャー施設の運営を目指します。

□ロゴ・マークデザイン

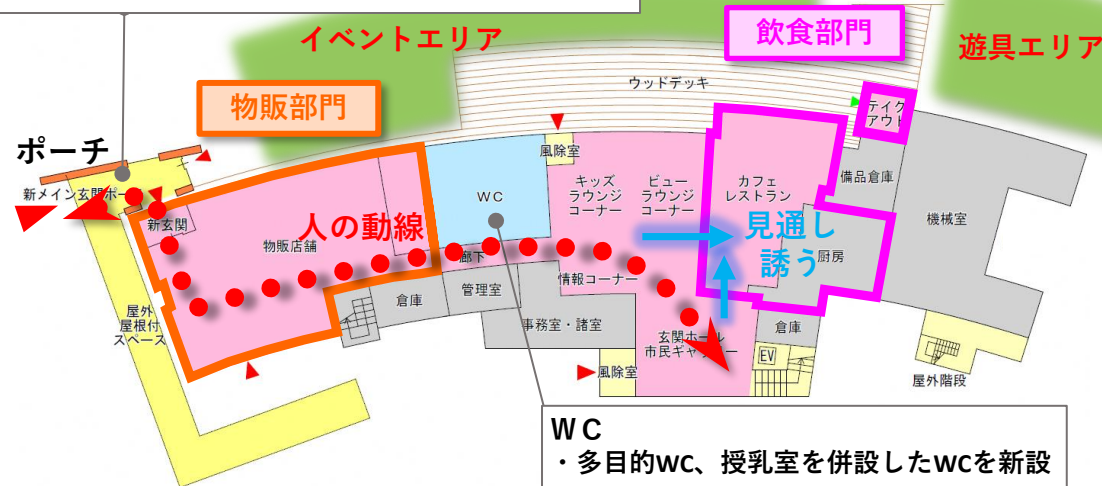


□海辺の駅の方向性の検討 / これに伴う平面計画図

- 46
↑きらら交流館再整備事業」では、以下の3つの観点を柱とします。
- スマイルエイジングにつながる機能
 - 道の駅、海の駅などの観光・交流拠点としての機能
 - 対象施設周辺の地域資源を活かした交流人口の増加及びにぎわいの創出につながる機能

このたびの「きらら交流館整備事業」は、全国に展開されている国土交通省認定の「道の駅・海の駅」の業態をビジネスモデルとして、従来の宿泊研修施設から山陽小野田市の新たなレジャー施設への機能転換を図るものです。

新メイン玄関ポーチ
・物販店舗の運営時間はメイン出入口として館内利用者が店舗内を経由する動線とする
・駐車場からの南側出入りと芝生広場の北側出入りとする

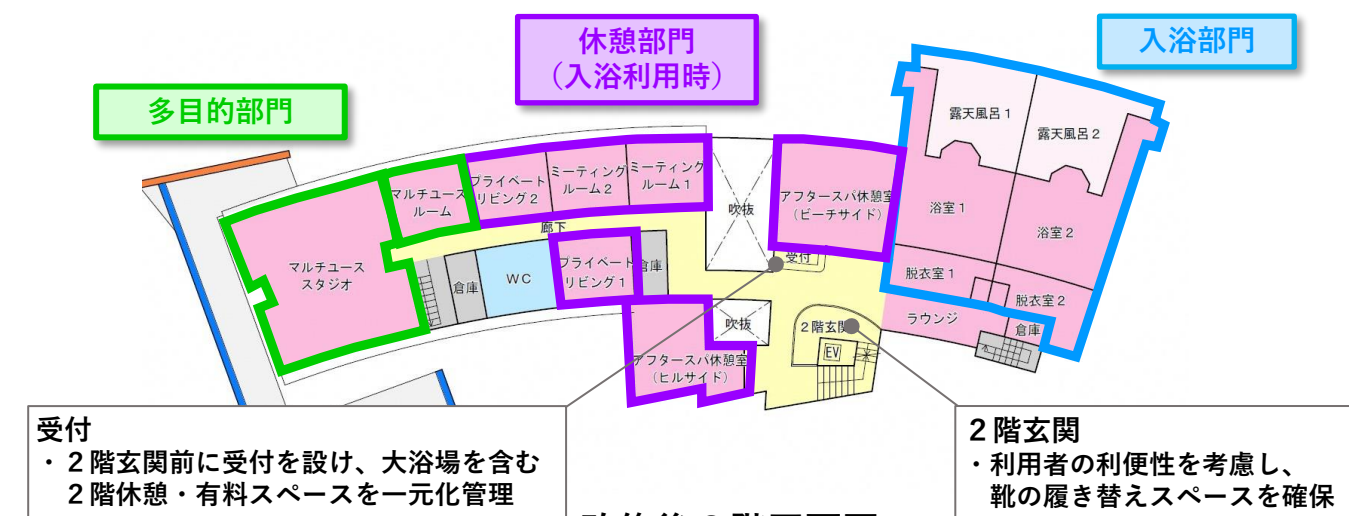


改修後 1 階平面図



駐車場南面外観イメージ

駐車場南面外観イメージ（夕景）



改修後 2 階平面図

「 そらうみ 」ネーミングストーリー

この施設の目の前に広がるのは、遮るもののない「空」と「海」の景色があります。遠く九州の山並みすら望むことが出来るこの圧倒的なロケーションの中で、人々が集う、山陽小野田市の海辺のレジャー拠点の名前です。
どの世代にも分かりやすく、ロケーションの魅力をストレートに伝えるため、すべて「ひらがな」でシンプルに表現しました。
SNSとの相性も考慮しながら、「覚えやすい」「伝えやすい」「分かりやすい」ネーミングとしました。広域周知も考慮して「山陽小野田」の地名もセットアップします。

□事業概要

- ターゲット
 - ・ファミリー（主に子育て世代）
 - ・市内外の人（山陽小野田市、宇部市、下関市）
- 商 圈 人 口：31.8万人
- 想定来場者数：年間26万人
- オープン時期：令和9年1月（予定）

『海辺の駅 そらうみ』 完成予想イメージ

① 駐車場南面外観イメージ



② 東面外観イメージ



③ 物販店舗イメージ



④ カフェレストランイメージ（１）



⑤ キッズラウンジコーナーイメージ



⑥ ビューラウンジコーナーイメージ



⑦ 2階受付廻りイメージ



⑧ 浴室イメージ



⑨ 露天風呂イメージ



⑩ アフタースパ休憩室（ビーチサイド）イメージ



⑪ アフタースパ休憩室（ヒルサイド）イメージ



⑫ 駐車場南面外観イメージ（夕景）



7	実施計画番号	2260205	事務事業番号	226020518	課(局・室・所)・係・担当者	教育総務課	学校施設係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------

事務事業調書

22602教育総務課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	5	教育・文化・スポーツ	26	学校教育の推進	2	教育環境の向上		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	5	学校施設整備事業	18	学校施設長寿命化改修事業		2-(2)		

事業概要	「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために校舎等学校施設の改修を行う。令和7年度は赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事及び厚狭小学校耐力度調査を行う。		対象	学校施設
			手段	屋根改修、外壁改修、内部改修工事等の長寿命化及び改築
			意図	児童生徒の安全確保と施設の延命化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9	R7年度に向けた評価			
1	耐力度調査する棟数	活動			4棟	2棟	1棟		成果	コスト	
								前年評価(A)			
								事中評価(B)			
2	実施設計する棟数	活動					2棟	(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			
3	工事する棟数	活動			1棟						

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	教育環境を良好な状態に維持する必要があり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	学校教育法、学校保健安全法により、学校の設置者である市が関与することになっており、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市が所有管理する施設であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	児童生徒の安心安全を守る要となる校舎の改修であり、優先度は高い。	5	
	行政評価との整合性	学校施設の整備であり合致している。	3	
	手法の有効性	学校施設の整備であり効果が高い。	3	
効率性	実施主体の適正化	学校施設の整備は市が行っており、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	教育基本法により、市が全額負担する必要があり、適性である。	3	
	コスト効率	国の補助金を活用する。	3	

事業期間	R7		年度	～	R12以降	年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般		交付税	無	
予算費目	款	10	教育費			項	2・3	小・中学校費			目	3	学校建設費			事業区分	政策的
	大事業	1	小・中学校建設費					中事業	4・1	小・中学校施設改良補修事業費							

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							・外壁改修(赤崎小学校管理特別教室棟) ・耐力度調査(厚狭小学校校舎3棟、体育館1棟)		・耐力度調査(小野田中学校生徒棟、厚陽小中学校体育館)		・基本設計(厚狭小学校) ・実施設計(小野田中学校生徒棟、厚陽小中学校体育館) ・耐力度調査(赤崎小学校特別教室棟)			
支出内 訳	R5からR6 への繰越 明許費						工事請負費	31,050千円	耐力度調査委託料		基本設計委託費			
							調査委託料	20,643千円	・小野田中学校生徒棟	5,000千円	・厚狭小学校	15,000千円		
							手数料	28千円	・厚陽小中学校体育館	5,000千円	実施設計委託費			
							消耗品費	14千円			・小野田中学校生徒棟	5,000千円		
										・厚陽小中学校体育館	5,000千円			
											耐力度調査委託料 ・赤崎小学校特別教室棟	5,000千円		
合計							51,735千円		10,000千円		30,000千円			
財源内 訳／割 合	国庫支出金						1/3(+1%)	10,453千円						
	県支出金													
	地方債						90%	18,500千円			75%	7,400千円		
	その他													
	一般財源							22,782千円		10,000千円		22,600千円		
合計							51,735千円		10,000千円		30,000千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
・国庫支出金:学校施設環境改善交付金防災機能強化事業(文部科学省):3分の1(+事務費1%) ・地方債:学校教育施設等整備事業債:75%(国庫補助対象90%)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事



工 事 名：赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事

工事場所：山陽小野田市大字小野田4402番地 地内

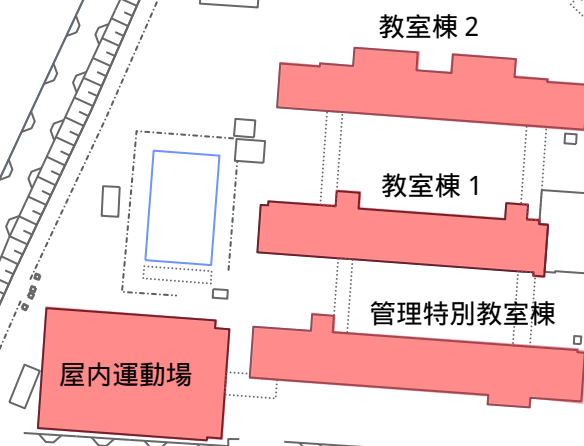
予定工期：令和7年11月末まで

概 要：管理特別教室棟 RC造 2階建て 延べ床面積 727㎡(S48年築)

1階 校長室、職員室、事務室、倉庫ほか

2階 図書室、児童会室、放送室、会議室

厚狭小学校耐力度調査業務



業務名：厚狭小学校耐力度調査業務

業務場所：山陽小野田市大字厚狭 8 9 7 番地 2 地内

予定期間：令和 8 年 1 月末まで

概要	要：管理特別教室棟	R C 造	2 階建て	延べ床面積	1,456 m ² (S 46 年築)
	教室棟 1	R C 造	3 階建て	延べ床面積	2,010 m ² (S 46 年築)
	教室棟 2	R C 造	2 階建て	延べ床面積	1,445 m ² (S 46 年築)
	屋内運動場	S 造	平屋建て	延べ床面積	963 m ² (S 46 年築)